

臨海景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	水域の自然特性を生かした配置とするよう工夫する。 記載欄
(2) 規模	
	臨海部の主要な眺望点（公園、ふ頭など）から見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺環境との調和を図る。 記載欄
	色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。） 記載欄
(4) 外構等	
	水辺空間に接続するオープンスペースを確保するよう工夫する。 記載欄
	隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 記載欄
	敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 記載欄
	敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものとする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--